

平成 28 年度 沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画（案）

1 目的

四方を海で囲まれた沖縄県では、各地の海岸で中国や台湾、韓国等の外国語表記のごみが大量に漂着しており、海岸の景観や自然環境、ひいては観光振興にも影響を与えかねない深刻な影響をもたらしている。

そのため、県では、策定した沖縄県海岸漂着物対策地域計画（以下、「地域計画」という。）に基づき行政や地域関係者等からなる沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の設置、海岸漂着物の回収処理に係る調査検討、発生抑制対策、回収処理事業等を実施しつつ海岸漂着物対策を推進してきた。

しかしながら、ごみは繰り返し県内海岸に漂着してくる現況にあり、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、今後も継続して海岸漂着物対策を推進していく必要がある。

本事業では、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用する事により、地域計画に基づいた海岸漂着物等の対策として、漂着状況を把握するための調査、海外交流事業を含む発生抑制対策に係る事業等を実施する。海外交流事業については、東シナ海を取り囲む周辺地域（以下、「中国等」という。）と交流することで、海岸漂着物に関する共通の認識を持ち、それぞれの地域における対策に資することを目的とする。

2 事業内容

本年度における漂着物対策事業の内容は、以下の6項目であり、これらの役割は図1に示すとおりである。

① 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会の組織・運営

(a) 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（1回開催）

(b) 沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島地域で1回開催）

② 海岸漂着物のモニタリング調査

③ 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討

④ 発生抑制対策に係る事業

(a) ワーキンググループの設置・運営

(b) 海外交流事業の計画・運営

⑤ 海岸漂着物等の回収事業

⑥ 市町村が主体となって実施する発生抑制対策

※②③⑤については海岸漂着物等の回収・処理に係る事業として、④⑥は海岸漂着物等の発生抑制に係る事業として、①は海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制の双方に係る事業として実施する。

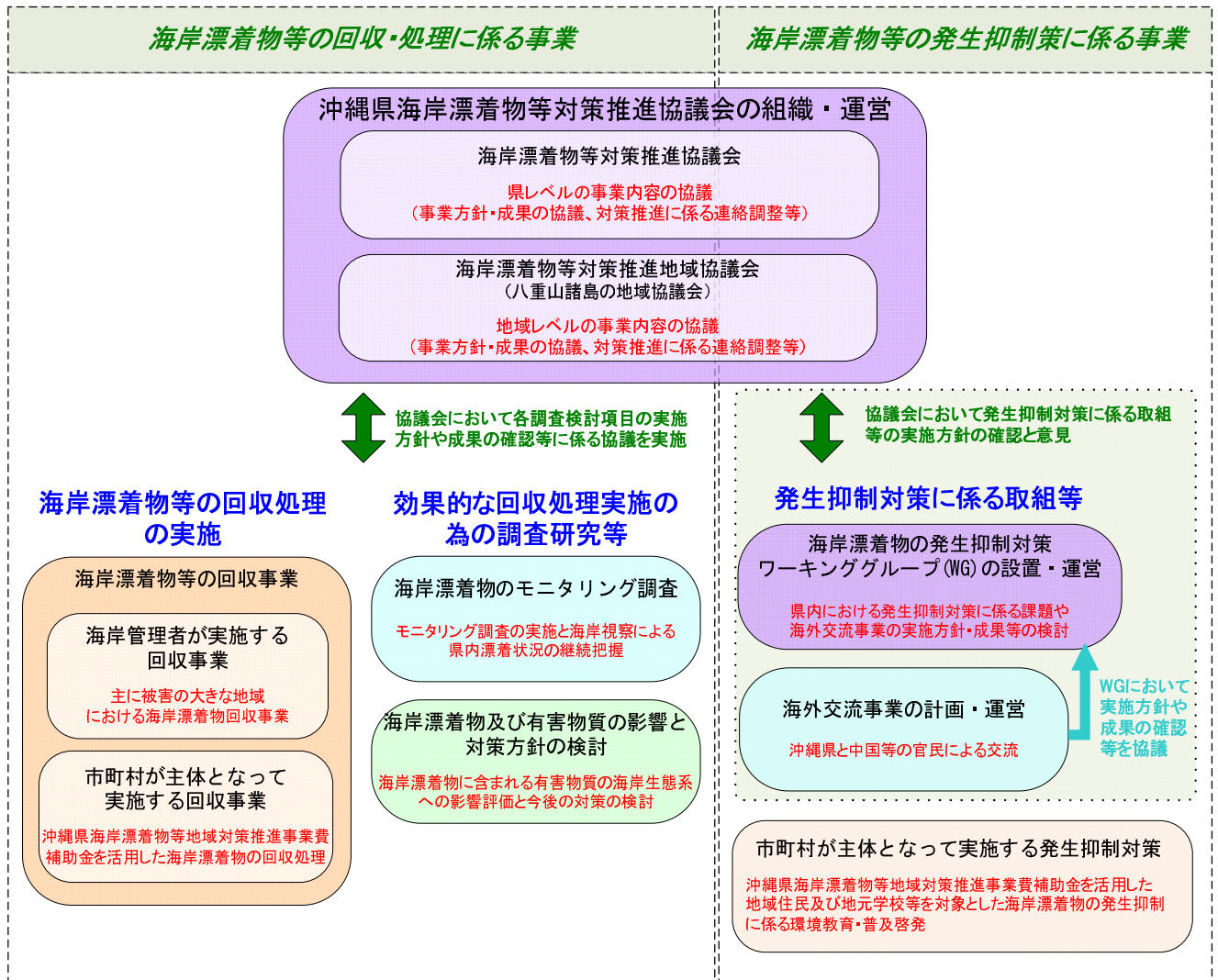


図 1 本事業の実施項目と役割の概要

3 本事業実施工程

本事業の実施工程(案)は、図 2に示すとおりである。

図 2 平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業 実施工程(案)

■ : 実施期間
□ : 準備期間

実施項目	平成28年度									備考
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の組織・運営等										県協議会・八重山諸島地域協議会 それぞれ1回開催
(a) 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会（県協議会）										
(b) 沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会（八重山諸島）										
(2) 海岸漂着物のモニタリング調査										2回実施
(3) 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討										専門家会議実施を1回実施
(4) 発生抑制対策に係るワーキンググループの設置・運営										2回実施
(5) 発生抑制対策に係る海外交流事業の計画・運営										1月末～2月初旬の間の3日間で実施
報告書作成										